

更新の手続きが必要です!!

福祉医療(乳幼児以外)の更新申請



現在お持ちの福祉医療費受給券（乳幼児以外）等は、8月1日から新しい受給券になります。8月1日以降も引き続き医療費助成を受けるためには、更新の手続きが必要です。

- 更新手続きに必要な書類は、6月下旬に郵送します。申請いただいた後に所得審査等を行い、7月下旬に受給券を郵送します。
- 更新申請書の提出がない場合、新しい受給券を受け取ることができませんので、ご注意ください。
- 市の医療費助成制度については、次のとおりです。

1 更新申請が必要な制度

項目	対象となる方	
重度心身障がい者（児）	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級の方 ・知的障がいが重度の方 ・身体障害者手帳3級の方で知的障がいが中度の方 ・特別児童扶養手当対象児童で障がいの程度が1級の方 	
低所得老人	市民税非課税世帯に属する65～69歳の方	
母子家庭	配偶者のない女子が、18歳未満の児童を現に扶養しているときの母と児童	
父子家庭	配偶者のない男子が、18歳未満の児童を現に扶養しているときの父と児童	
ひとり暮らし寡婦	配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母で、一人暮らしの状態が1年以上継続し、今後もその状態が継続する65歳未満の方	
ひとり暮らし高齢寡婦	65～69歳の方であって、ひとり暮らし寡婦に該当する方	
重度精神障がい者（児）	精神障害者保健福祉手帳1・2級で、自立支援医療(精神通院医療)の受給者の方	
重度心身障がい老人	後期高齢者医療保険加入者であって、重度心身障がい者に該当する方	
重度精神障がい老人	後期高齢者医療保険加入者であって、重度精神障がい者に該当する方	
心身障がい者医療費助成	米原市に居住してから1年を経過している方	身体障害者手帳3級、または知的障がい中度・軽度の70歳未満の方(後期高齢者医療保険加入者を除く)
精神障がい者入院医療費助成		精神障害者保健福祉手帳1、2級に該当の方で精神科に入院加療中の方

- ※ 助成対象者本人、配偶者および扶養義務者に所得制限があります。
- ※ 米原市で所得が把握できない場合は、前住所地などでの所得・課税証明書が必要です。

2 更新申請が必要ない制度

項目	対象となる方
乳幼児	0歳から小学校入学前までの方
小中学生入院医療費助成	市内に住所を有する小中学生の方（受給券の交付はしていません）